

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）及び  
仙台市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について

1 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

（1）改正の理由

平成 31 年度の国民健康保険料算定に向けて、「国民健康保険法施行令」の改正が予定されていることを踏まえ、保険料の賦課限度額を改定するもの。

（2）改正の概要

保険料賦課限度額を以下の通り、引き上げる。

「基礎賦課額」の限度額 (現行) 58 万円 → (改定案) 61 万円

※ 「後期高齢者支援金等賦課額」の限度額 (現行) 19 万円 → (据え置き) 19 万円

※ 「介護納付金賦課額」の限度額 (現行) 16 万円 → (据え置き) 16 万円

（3）施行日

平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の保険料から適用する。

2 仙台市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について

（1）改正の理由及び概要

平成 30 年度からの国民健康保険制度の都道府県化を踏まえ、財政調整基金の積立ておよび取崩しに関する取扱いについて、所要の規定整備を行うとともに、平成 29 年度における決算剰余金の一部を本基金に積み立て、国保財政運営の安定化のために後年度にその活用を図るもの。

（2）施行日

公布の日から施行する。